

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告	ページ
○ 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に対する措置に係る公告（3 件）【都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課】	2
○ 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】	5

北九州市公告第 8 0 6 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の所在地

北九州市小倉南区城野四丁目 1 番 3 8 号

2 建築物の家屋番号等

- (1) 家屋番号 未登記
- (2) 種 類 不明
- (3) 構 造 不明
- (4) 床 面 積 不明

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等を全て除却すること。

4 措置の期限

令和 7 年 1 2 月 9 日

期限までに措置が履行されないときは、措置を命ぜられるべき者の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課

電 話：0 9 3－5 8 2－2 7 7 7

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

北九州市公告第 8 0 7 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の所在地

北九州市若松区老松二丁目 2 番 6 号

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 1 2 7 番 3 の 2

(2) 種 類 居 宅

(3) 構 造 木造瓦葺平家建

(4) 床 面 積 5 2 . 8 8 m²

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等を全て除却すること。

4 措置の期限

令和 7 年 1 2 月 9 日

期限までに措置が履行されないときは、措置を命ぜられるべき者の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課

電 話：0 9 3－5 8 2－2 7 7 7

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

北九州市公告第 8 0 8 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 建築物の所在地

北九州市若松区老松二丁目 2 番 7 号

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 1 2 7 番 3 の 1

(2) 種 類 居 宅

(3) 構 造 木造瓦葺平家建

(4) 床 面 積 3 4 . 7 0 m²

3 所有者等が行うべき措置の内容

当該特定空家等を全て除却すること。

4 措置の期限

令和 7 年 1 2 月 9 日

期限までに措置が履行されないときは、措置を命ぜられるべき者の負担において、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合せ先に通知すること。

6 問合せ先

北九州市都市戦略局都市再生推進部空き家活用推進課

電 話：0 9 3－5 8 2－2 7 7 7

F A X：0 9 3－5 6 1－7 5 2 5

北九州市公告第 8 0 9 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 1 1 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区下到津一丁目 1 9 8 番 1 のうち（第一工区）	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市長 武内和久
北九州市八幡西区木屋瀬東二丁目 6 7 1 番 5、6 7 1 番 7 から 6 7 1 番 1 3 まで、6 7 3 番 1 及び 6 7 3 番 5 から 6 7 3 番 8 まで	福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川三丁目 1 5 番 6 号 株式会社オリジン都市開発 代表取締役 三原光広